公益財団法人産業教育振興中央会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18年法律第49号)第5条第13号及び定款第14条第3項及び第27条第3 項の規定に基づき、公益財団法人産業教育振興中央会(以下「本会」という。)の 役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬の支給の基準について定めるこ とを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当、退職手当)

- 第2条 役員等の報酬は、常勤の理事については本給及び期末手当とし、評議員、 非常勤の理事及び監事については無報酬とする。
- 2 前項に定める報酬のほか、常勤の理事には、通勤手当及び退職手当を支給することができる。
- 3 評議員、非常勤の理事及び監事については、評議員会及び理事会等に出席する ための交通費等の実費を支給することができる。

(報酬の支払方法)

- 第3条 報酬は、その金額を通貨で、直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。
- 2 前項の報酬は、本会が指定する金融機関に開設された常勤の理事の預金口座に振り込むことによって支払うこととする。

(報酬の支給日)

第4条 報酬(期末手当を除く。)は、その月の月額の金額を毎月23日に支給する。 ただし、支給日が休日に当たるときは、職員給与規程を準用する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤の理事の報酬は、評議員会の決議によって定められた別表に示す金額 の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(期末手当)

第6条 期末手当は、職員給与規程に定める職員の期末手当の支給基準に準じて支給する。

(通勤手当)

第7条 常勤の理事に通勤手当を支給する場合には、職員給与規程に規定する通勤

手当の支給要件に該当する場合に限る。

- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程に規定する額とする。
- 3 前 2 項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通 勤手当の支給に関し必要な事項は職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるも のとする。

(退職手当)

第8条 常勤の理事に退職手当を支給する場合は、別に定める常勤理事退職手当支給規程により支給する。

(日割計算)

- 第9条 新たに常勤の理事になった者には、その日から報酬(通勤手当及び期末手 当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。
- 2 常勤の理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、 その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を 基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 前条の規定により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これ を切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人産業教育振興中央会の設立の登記のあった日(平成24年4月1日)から施行する。

別表 常勤理事の報酬の金額

役 鵈	t j	本	給	期	末	手	当
専 務 理 事		3 9	0 千円(月額)	6月期			